

住居表示関係資料集Ⅰ

法令編・追録（令和８年版）

「住居表示関係資料集Ⅰ 法令編」（以下「本書」と表記）の「第２部 住居表示関係法令集」に掲載した法令について、平成 14 年 2 月の発行以降の改廃等を取りまとめ、追録としました。

凡 例

- ◇ 本書に対する追録として編集しており、平成 25 年に作成した追録と同内容の箇所もあります。
- ◇ 掲載した条文は、令和 8 年 9 月時点のものとなります。
- ◇ 左列には、本書の該当ページと、追録掲載の区分を示しました。
 - 追▷▷：本書に掲載のない法令等を追加で参照するもの
 - 追▷：本書に掲載のない条文等を追加で参照するもの。
 - 改◇：本書に掲載の条文等が改正されたもの。
 - 削◀：本書に掲載の条文等が廃止又は参照不要となったもの。

スリーエム技研株式会社

〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 481 番地 1

<https://www.3m-giken.co.jp/>

住居表示に関する法律	1
法第 2 条関係	1
民法／一般社団法人及び一般財団法事に関する法律／会社法／地方自治法	
法第 3 条関係	3
住居表示実施区域の官報告示の廃止について	
法第 5 条関係	3
地方自治法／地方自治法施行令／神奈川県における権限移譲（事例紹介）	
法第 5 条の 2 関係	5
住居表示に関する法律施行令	
法第 6 条関係	6
住民基本台帳法／住民基本台帳法施行令／住民基本台帳事務処理要領について／住居表示に関する法律の施行に伴う外交人登録事務取扱について／不動産登記法／不動産登記法施行令／不動産登記令／不動産登記施行細則／不動産登記規則／民法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱について（住所等変更登記の義務化関係）（通達）／商法／会社法／有限会社法／商業登記法／商業登記規則／民法／一般社団法人及び一般財団法事に関する法律	
法第 7 条関係	25
登録免許税法施行規則	
法第 8 条関係	26
街区方式による住居表示の実施基準	
法第 9 条関係	27
住居表示台帳の「コンピュータ磁気ディスク保管」への変更に関する総務省の見解／情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律／総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則	
法第 12 条関係	29
街区方式による住居表示の実施基準	

P106・P147

● 住居表示に関する法律 [抄]

昭和 37 法 119

改正：平成 26 法 42

改◇ (住居表示の原則)

第 2 条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 20 の区及び同法第 252 条の 20 の 2 の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- 一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。
- 二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

※総合区の追加

P148

□ 用語の意義の研究

住所若しくは居所

・ 民法（明治 29 法 89）[抄]

削◀ ※本書 P148 記載の条文はすべて削除

追▷ （住所）

第 22 条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

追▷ （居所）

第 23 条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

2 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれである

かを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

追▷ (仮住所)

第 24 条 ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

・ 商法（明治 32 法 48）

削◀ ※本書 P148 記載の条文はすべて削除

追▷▷ ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 法 48）[抄]
▽ (住所)

第 4 条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

追▷▷ ・ 会社法（平成 17 法 86）[抄]

追▷ (法人格)

第 3 条 会社は、法人とする。

追▷ (住所)

第 4 条 会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

P149

特別区及び区

・ 地方自治法（昭和 22 法 67）[抄]

追▷ (総合区の設置)

第 252 条の 20 の 2 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを第八項の規定により総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができる。

2～14（略）

<法 3 条関係>

P153 追▷▷

○ 住居表示実施区域の官報告示の廃止について

(総務省ホームページ)

これまで総務省においては、市区町村において住居表示法に基づく新しい住居表示が行われた際には、当該市区町村からの報告に基づき、住居表示実施区域を官報へ掲載することにより、全国的な周知を行ってきました。

この度、周知方法について見直しを行った結果、官報への掲載を取りやめ、令和 6 年 1 月 1 日以降に市区町村が新たに住居表示を行ったものについては、総務省ホームページに市区町村からの報告内容を掲載することにより、全国的な周知を行うこととしました。

※https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/juukyo_hyouji_seido.html

<法第 5 条関係>

P167

● 地方自治法 [抄]

昭和 22 法 67

改◇ [市町村区域内の町又は字の区域・名称]

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

※市町村への権限移譲

P168

● 地方自治法施行令 [抄]

昭和 22 政令 16

改◇ [町字の画定改廃の発効に関する特例]

第 179 条 地方自治法第 260 条第 1 項の規定による処分、旧耕地整理法(明治 42 年法律第 30 号)による耕地整理、土地改良法(昭和 24 年法律第 195

号)による土地改良事業(換地処分を伴うものに限る。)、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第30条第4項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第54条第4項(同法第89条の2第10項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による換地処分の公告があつた日の翌日又は土地区画整理法第103条第4項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

※緑資源公団法の廃止

P203

□ 神奈川県における権限委譲 (実例紹介)

削◀ ※ 平成23法105により地方自治法第260条が改正(都道府県知事から市町村長への権限移譲)されたことにより、本頁全文は実務の参照資料ではなくなった。

P205

● 住居表示に関する法律施行令〔抄〕

昭和 42 政令 246

改正：令和 3 政令 29

改◇ (変更の請求)

- 第 1 条** 住居表示に関する法律（以下「法」という。）第 5 条の 2 第 2 項の変更の請求（以下「変更の請求」という。）をしようとする者は、その請求の内容及び理由（おおむね千字以内とし、ほかに図画 2 枚以内を加えることができる。）を記載し、並びにその者の住所及び生年月日を記入し、署名した文書（以下「変更の請求書」という。）によりその請求をするものとする。
- 2 変更の請求をしようとする者は、その請求の内容が同一であるかどうかにかかわらず、二以上の変更の請求を行なうことを妨げない。

改◇ (選挙管理委員会の確認)

- 第 2 条** 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、変更の請求があつたときは、直ちに、変更の請求書について、市町村の選挙管理委員会（特別区にあつては特別区の選挙管理委員会とし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては区又は総合区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。）に対し、法第 5 条の 2 第 2 項に規定する者で当該変更の請求書に署名したものの数が 50 人以上であるかどうかの確認を求めなければならない。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により確認を求められた変更の請求書につき、その確認を求められた日から 3 日以内に同項の確認をし、当該変更の請求書にその旨を記載して市町村長に返付しなければならない。

改◇ (変更の請求の却下)

- 第 3 条** 市町村長は、変更の請求があつた場合において、その請求が法第 5 条の 2 第 2 項に規定する期間を経過してされているとき、若しくは第 1 条第 1 項の規定に違反していると認められるとき、又は法第 5 条の 2 第 2 項に規定する者でその請求に係る変更の請求書に署名したものの数が 50 人に満たない旨の前条第 2 項の規定による記載があるときは、その請求を却下しなければならない。

※押印が不要となった

P215

● 住民基本台帳法〔抄〕

昭和42法81

改◇ (住民票の記載事項)

第7条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第3項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

一の二 氏名の振り仮名（戸籍法（昭和22年法律第224号）第13条第1項第2号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六 住民となつた年月日

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

九～十四 （略）

改◇ (住民票の記載等)

第8条 住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「住民票の記載等」という。）は、第30条の3第1項及び第2項、第30条の4第3項並びに第30条の5の規定によるほか、政令で定めるところにより、第4章若しくは第4章の4の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

追▷ (住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第9条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場

合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該住民票の記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

- 3 前2項の規定による通知は、総務省令（前項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。）で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあっては、この限りでない。

追▷ **（戸籍の附票の記載事項）**

第17条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第2項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 戸籍の表示

二 氏名

二の二 氏名の振り仮名

三 住所（国外に転出をする旨の第24条の規定による届出（次号及び第7号において「国外転出届」という。）をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者（以下「国外転出者」という。）にあつては、国外転出者である旨）

四 住所を定めた年月日（国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定年月日）

五 出生の年月日

六 男女の別

七 住民票に記載された住民票コード（国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第30条の37及び第30条の38において同じ。）

八 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

改◇ **（戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知）**

第19条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

4 前3項の規定による通知は、総務省令（前2項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。）で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあっては、この限りでない。

P218

● 住民基本台帳法施行令〔抄〕

昭和42政令292

改◇ （住民票の記載の修正）

第9条 市町村長は、住民票に記載されている事項（住民票コードを除く。）に変更があつたときは、その住民票の記載の修正をしなければならない。

P219

○ 住民基本台帳事務処理要領について〔抄〕

昭和42.10.4民事甲2671

改◇ 2 住民票の記載等の手続

(2) 職権に基づく処理

コ 住所の表示の変更があつた場合の住民票の処理（第7号）

※項番変更（ク→コ）

P223～225

○ 住居表示に関する法律の施行に伴う外国人登録事務取扱について

削◀ ※ 平成24年7月9日外国人登録法が廃止されたのに伴い、ここに収録した「昭37.12.5 法務省管登合第814号 法務省入国管理局長から都道府県知事あて」は、実務上の参照資料ではなくなった。

P228～232

● 不動産登記法〔抄〕

平成16法123

削◀ ※全部改正のため本書P228～232に記載の条文はすべて削除

追▷ （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 不動産 土地又は建物をいう。
- 二 不動産の表示 不動産についての第 27 条第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号、第 34 条第 1 項各号、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項各号又は第 58 条第 1 項各号に規定する登記事項をいう。
- 三 表示に関する登記 不動産の表示に関する登記をいう。
- 四 権利に関する登記 不動産についての次条各号に掲げる権利に関する登記をいう。
- 五 登記記録 表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は一個の建物ごとに第 12 条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。
- 六 登記事項 この法律の規定により登記記録として登記すべき事項をいう。
- 七 表題部 登記記録のうち、表示に関する登記が記録される部分をいう。
- 八 権利部 登記記録のうち、権利に関する登記が記録される部分をいう。
- 九 登記簿 登記記録が記録される帳簿であって、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものをいう。
- 十 表題部所有者 所有権の登記がない不動産の登記記録の表題部に、所有者として記録されている者をいう。
- 十一 登記名義人 登記記録の権利部に、次条各号に掲げる権利について権利者として記録されている者をいう。
- 十二 登記権利者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。
- 十三 登記義務者 権利に関する登記をすることにより、登記上、直接に不利益を受ける登記名義人をいい、間接に不利益を受ける登記名義人を除く。
- 十四 登記識別情報 第 22 条本文の規定により登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、登記名義人を識別することができるものをいう。
- 十五 変更の登記 登記事項に変更があった場合に当該登記事項を変更する登記をいう。
- 十六 更正の登記 登記事項に錯誤又は遺漏があった場合に当該登記事項を訂正する登記をいう。
- 十七 地番 第 35 条の規定により一筆の土地ごとに付す番号をいう。
- 十八 地目 土地の用途による分類であって、第 34 条第 2 項の法務省令で

定めるものをいう。

十九 地籍 一筆の土地の面積であつて、第 34 条第 2 項の法務省令で定めるものをいう。

二十 表題登記 表示に関する登記のうち、当該不動産について表題部に最初にされる登記をいう。

二十一 家屋番号 第 45 条の規定により一個の建物ごとに付す番号をいう。

二十二 区分建物 一棟の建物の構造上区分された部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものであつて、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。)第 2 条第 3 項に規定する専有部分であるもの(区分所有法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされたものを含む。)をいう。

二十三 附属建物 表題登記がある建物に附属する建物であつて、当該表題登記がある建物と一体のものとして一個の建物として登記されるものをいう。

二十四 抵当証券 抵当証券法(昭和 6 年法律第 15 号)第 1 条第 1 項に規定する抵当証券をいう。

追▷ (地図等)

第 14 条 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

2 前項の地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。

3 第 1 項の建物所在図は、一個又は二個以上の建物ごとに作成し、各建物の位置及び家屋番号を表示するものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、登記所には、同項の規定により地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準ずる図面を備え付けることができる。

5 前項の地図に準ずる図面は、一筆又は二筆以上の土地ごとに土地の位置、形状及び地番を表示するものとする。

6 第 1 項の地図及び建物所在図並びに第 4 項の地図に準ずる図面は、電磁的記録に記録することができる。

追▷ (当事者の申請又は嘱託による登記)

第 16 条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申 又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

2 (略)

追▷ (申請の方法)

第 18 条 登記の申請は、次に掲げる方法のいずれかにより、不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の

申請に必要な事項として政令で定める情報（以下「申請情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

一 法務省令で定めるところにより電子情報処理組織（登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

二 申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を提出する方法

追▷ **（表示に関する登記の登記事項）**

第 27 条 土地及び建物の表示に関する登記の登記事項は、次のとおりとする。

一 登記原因及びその日付

二 登記の年月日

三 所有権の登記がない不動産（共用部分（区分所有法第 4 条第 2 項に規定する共用部分をいう。以下同じ。）である旨の登記又は団地共用部分（区分所有法第 67 条第 1 項に規定する団地共用部分をいう。以下同じ。）である旨の登記がある建物を除く。）については、所有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が 2 人以上であるときはその所有者ごとの持分

四 前 3 号に掲げるもののほか、不動産を識別するために必要な事項として法務省令で定めるもの

追▷ **（職権による表示に関する登記）**

第 28 条 表示に関する登記は、登記官が、職権ですることができる。

追▷ **（土地の表示に関する登記の登記事項）**

第 34 条 土地の表示に関する登記の登記事項は、第 27 条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

二 地番

三 地目

四 地積

2 前項第 3 号の地目及び同項第 4 号の地積に関し必要な事項は、法務省令で定める。

追▷ **（地番）**

第 35 条 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域（第 39 条第 2 項及び第 41 条第 2 号において「地番区域」という。）を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならない。

追▷ **（建物の表示に関する登記の登記事項）**

第 44 条 建物の表示に関する登記の登記事項は、第 27 条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である建物にあっては、当該建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）
- 二 家屋番号
- 三 建物の種類、構造及び床面積
- 四 建物の名称があるときは、その名称
- 五 附属建物があるときは、その所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である附属建物にあっては、当該附属建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）並びに種類、構造及び床面積
- 六 建物が共用部分又は団地共用部分であるときは、その旨
- 七 建物又は附属建物が区分建物であるときは、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の構造及び床面積
- 八 建物又は附属建物が区分建物である場合であって、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の名称があるときは、その名称
- 九 建物又は附属建物が区分建物である場合において、当該区分建物について区分所有法第 2 条第 6 項に規定する敷地利用権（登記されたものに限る。）であって、区分所有法第 22 条第 1 項本文（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができないもの（以下「敷地権」という。）があるときは、その敷地権

2 （略）

追▷ （家屋番号）

第 45 条 登記所は、法務省令で定めるところにより、一個の建物ごとに家屋番号を付さなければならない。

追▷ （登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等）

第 64 条 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、登記名義人が単独で申請することができる。

- 2 抵当証券が発行されている場合における債務者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、債務者が単独で申請することができる。

追▷ （所有権の登記名義人の氏名等の変更の登記の申請）

第 76 条の 5 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があった日から 2 年以内に、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記を申請しなければならない。

追▷ （職権による氏名等の変更の登記）

第 76 条の 6 登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所に

ついて変更があったと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。

追▷ (過料)

第 164 条 (略)

2 第 76 条の 5 の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、5 万円以下の過料に処する。

P233

● **不動産登記法施行令**

昭和 35 政令 228

削◀ ※不動産登記令として全部改正のため、本書掲載の条文はすべて削除

P233 追▷▷

● **不動産登記令 [抄]**

平成 16 政令 379

追▷ (申請情報の作成及び提供)

第 4 条 申請情報は、登記の目的及び登記原因に応じ、一の不動産ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省令で定めるときは、この限りでない。

追▷ (添付情報)

第 7 条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報

イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 7 条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

二～四 (略)

五 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報

イ 法第 62 条の規定により登記を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

- 登記原因を証する情報。ただし、次の（１）又は（２）に掲げる場合にあっては当該（１）又は（２）に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合（次の（１）又は（２）に掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付情報欄に規定するところによる。

（１）、（２） （略）

ハ （略）

六 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

２、３ （略）

追▷ （添付情報の提供方法）

第 15 条 書面を提出する方法（法第 18 条第 2 号の規定により申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を登記所に提出する方法をいう。）により登記を申請するときは、申請情報を記載した書面に添付情報を記載した書面（添付情報のうち電磁的記録で作成されているものにあっては、法務省令で定めるところにより当該添付情報を記録した磁気ディスクを含む。）を添付して提出しなければならない。この場合において、第 12 条第 2 項及び前条の規定は、添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合について準用する。

追▷ 別表（第 3 条、第 7 条関係）

項	登記	申請情報	添付情報
表示に関する登記に共通する事項			
1	表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記	変更後又は更正後の表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所	表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市長村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
権利に関する登記に共通する事項			
23	登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正	イ 変更後又は更正後の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所	当該登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登

	の登記	ロ、ハ（略）	記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
--	-----	--------	---

P234

● 不動産登記法施行細則

明治 32 司法省令 11

削◀

※不動産登記規則として全部改正のため、本書掲載の条文はすべて削除

P234 追▷▷

● 不動産登記規則〔抄〕

平成 17 法務省令 18

追▷

（地図）

第 10 条 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。

2 地図の縮尺は、次の各号に掲げる地域にあっては、当該各号に定める縮尺によるものとする。ただし、土地の状況その他の事情により、当該縮尺によることが適当でない場合は、この限りでない。

一 市街地地域（主に宅地が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 250 分の 1 又は 500 分の 1

二 村落・農耕地域（主に田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 500 分の 1 又は 1000 分の 1

三 山林・原野地域（主に山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 1000 分の 1 又は 2500 分の 1

3 地図を作成するための測量は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 2 章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により認証され、若しくは同条第 5 項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点（以下「基本三角点等」と総称する。）を基礎として行うものとする。

4 地図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の限度は、次によるものとする。

一～三 （略）

5 国土調査法第20条第1項の規定により登記所に送付された地籍図の写しは、同条第2項又は第3項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けるものとする。ただし、地図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。

6 前項の規定は、土地改良登記令（昭和26年政令第146号）第5条第2項第3号又は土地区画整理登記令（昭和30年政令第221号）第4条第2項第3号の土地の全部についての所在図その他これらに準ずる図面について準用する。

追▷ (建物所在図)

第11条 建物所在図は、地図及び建物図面を用いて作成することができる。

2 前項の規定にかかわらず、新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令（昭和40年政令第330号）第6条第2項（同令第11条から第13条までにおいて準用する場合を含む。）の建物の全部についての所在図その他これに準ずる図面は、これを建物所在図として備え付けるものとする。ただし、建物所在図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。

追▷ (行政区画の変更等)

第16条の2 第92条の規定は、地図等について準用する。この場合において、同条第1項中「変更の登記」とあるのは「変更」と、同条第2項中「表題部」とあるのは「地図等」と読み替えるものとする。

追▷ (一の申請情報によって申請することができる場合)

第35条 令第4条ただし書の法務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一～七 (略)

八 同一の登記所の管轄区域内にある1又は2以上の不動産について申請する2以上の登記が、いずれも同一の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記であるとき。

九・十 (略)

追▷ (行政区画の変更等)

第92条 行政区画又はその名称の変更があった場合には、登記記録に記録した行政区画又はその名称について変更の登記があったものとみなす。字又はその名称に変更があったときも、同様とする。

2 登記官は、前項の場合には、速やかに、表題部に記録した行政区画若しくは字又はこれらの名称を変更しなければならない。

追▷ (地番区域)

第97条 地番区域は、市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域をもって定めるものとする。

追▷

(地番)

第 98 条 地番は、地番区域ごとに起番して定めるものとする。

2 地番は、土地の位置が分かりやすいものとなるように定めるものとする。

追▷

(建物)

第 111 条 建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であつて、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。

追▷

(家屋番号)

第 112 条 家屋番号は、地番区域ごとに建物の敷地の地番と同一の番号をもって定めるものとする。ただし、2 個以上の建物が 1 筆の土地の上に存するとき、1 個の建物が 2 筆以上の土地の上に存するとき、その他特別の事情があるときは、敷地の地番と同一の番号に支号を付す方法その他の方法により、これを定めるものとする。

2 附属建物には、符号を付すものとする。

追▷

(登記完了証)

第 181 条 登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申請人が 2 人以上あるときは、その 1 人（登記権利者及び登記義務者が申請人であるときは、登記権利者及び登記義務者の各 1 人）に通知すれば足りる。

2 前項の登記完了証は、別記第 6 号様式により、次の各号に掲げる事項を記録して作成するものとする。

一 申請の受付の年月日及び受付番号

二 第 147 条第 2 項の符号

三 不動産番号

四 法第 34 条第 1 項各号及び第 44 条第 1 項各号（第 6 号及び第 9 号を除く。）に掲げる事項

五 共同担保目録の記号及び目録番号（新たに共同担保目録を作成したとき及び共同担保目録に記録された事項を変更若しくは更正し、又は抹消する記号を記録したときに限る。）

六 法第 27 条第 2 号の登記の年月日

七 申請情報（電子申請の場合にあつては、第 34 条第 1 項第 1 号に規定する情報及び第 36 条第 4 項に規定する住民票コードを除き、書面申請の場合にあつては、登記の目的に限る。）

○ 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（住所等変更登記の義務化関係）（通達）[抄]

法務省民二第 915 号

令和 7 年 10 月 30 日

第 1 （略）

第 2 住所変更登記の義務

1 義務の内容

所有権の登記名義人は、当該所有権の登記名義人の住所等について変更があったときは、その変更があった日から 2 年以内に、住所等変更登記を申請しなければならないこととされた（改正不登法第 76 条の 5）。

2 過料

改正不登法第 76 条の 5 の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、5 万円以下の過料に処することとされた（改正不登法第 164 条第 2 項）。

3 経過措置

改正不登法第 76 条の 5 の規定は、その施行日（令和 8 年 4 月 1 日）前に所有権の登記名義人について住所等の変更があった場合についても適用することとされた。

この場合において、当該施行日より前に所有権の登記名義人について住所等の変更があったときは、当該住所等の変更があった日又は当該施行日のいずれか遅い日から 2 年以内に、その住所等変更登記を申請しなければならないこととされた（改正法附則第 5 条第 7 項）。

第 3 過料事件の手続

1, 2 （略）

3 登記官による正当な理由の確認

前記第 2 の 2 の「正当な理由」の有無についての判断は、前記 1 (2) の催告書において、「正当な理由」がある場合にはその具体的な事情を申告するよう求めた上で、当該申告内容その他一切の事情を総合的に考慮して行うものとする。

なお、住所等変更登記の義務の履行期間内において、次の①から⑤までのような事情が認められる場合には、それをもって一般に「正当な理由」があると認められる。もっとも、これらに該当しない場合においても、個別の事案における具体的な事情に応じ、申請をしないことについて理由があり、その理由に正当性が認められる場合には、「正当な理由」があると認めて差し支えない。

① 不動産登記規則第 158 条の 39 第 1 項及び第 158 条の 40 第 1 項の規定による検索用情報の申出又は会社法人等番号の登記がされているが、登記官の職権による住所等変更登記がされていない場合

- ② 行政区画の変更等により所有権の登記名義人の住所に変更があった場合
- ③ 住所等変更登記の義務を負う者自身に重病その他これに準ずる事情がある場合
- ④ 住所等変更登記の義務を負う者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者その他これに準ずる者であり、その生命・心身に危害が及ぶおそれがある状態にあつて避難を余儀なくされている場合
- ⑤ 住所等変更登記の義務を負う者が経済的に困窮しているために、登記の申請を行うために要する費用を負担する能力がない場合

P235・236

● 商法 [抄]

明治 32 法 48

削◀

※会社法施行に伴う改正により、本書 P235、236 に掲載した条文は、すべて削除

P235 追▷▷

● 会社法 [抄]

平成 17 法 86

追▷

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

二～ （略）

追▷

（法人格）

第 3 条 会社は、法人とする。

追▷

（住所）

第 4 条 会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

追▷

（定款の記載又は記録事項）

第 27 条 株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店の所在地

四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額

五 発起人の氏名又は名称及び住所

追▷	(通則) 第 907 条 この法律の規定により登記すべき事項（第 938 条第 3 項の保全処分の登記に係る事項を除く。）は、当事者の申請又は裁判所書記官の嘱託により、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）の定めるところに従い、商業登記簿にこれを登記する。
追▷	(登記の効力) 第 908 条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。 2 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実である ことをもって善意の第三者に対抗することができない。
追▷	(変更の登記及び消滅の登記) 第 909 条 この法律の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。
追▷	(株式会社の設立の登記) 第 911 条 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。 - 一 第 46 条第 1 項の規定による調査が終了した日（設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあっては、設立時代表執行役が同条第三項の規定による通知を受けた日） - 二 発起人が定めた日 2 (略) 3 第 1 項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。 - 一 目的 - 二 商号 - 三 本店及び支店の所在場所 - 四 株式会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め - 五 資本金の額 六～十二の二 (略) - 十三 取締役（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）の氏名 - 十四 代表取締役の氏名及び住所（第 23 号に規定する場合を除く。） - 十五 取締役会設置会社であるときは、その旨 十六～二十九 (略)
追▷	(合名会社の設立の登記) 第 912 条 合名会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げ

る事項を登記してしなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 合名会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 社員の氏名又は名称及び住所

六 合名会社を代表する社員の氏名又は名称（合名会社を代表しない社員がある場合に限る。）

七 合名会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所

八～十 （略）

追▷ （合資会社の設立の登記）

第 913 条 合資会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 合資会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 社員の氏名又は名称及び住所

六 社員が有限責任社員又は無限責任社員のいずれであるかの別

七 有限責任社員の出資の目的及びその価額並びに既に履行した出資の価額

八 合資会社を代表する社員の氏名又は名称（合資会社を代表しない社員がある場合に限る。）

九 合資会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所

十～十二 （略）

追▷ （合同会社の設立の登記）

第 914 条 合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 合同会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 資本金の額

- 六 合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称
- 七 合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所
- 八 合同会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
- 九～十一 (略)

追▷ (変更の登記)

第 915 条 会社において第 911 条第 3 項各号又は前 3 条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2 週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2、3 (略)

P237

● 有限会社法

昭和 13 法 74

削◀ ※会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 法 87）により有限会社法は廃止されたため、本書 P237 に掲載の条文はすべて削除

P238

● 商業登記法 [抄]

昭和 38 法 125

追▷ (会社法人等番号)

第 7 条 登記簿には、法務省令で定めるところにより、会社法人等番号（特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号をいう。第 19 条の 3 において同じ。）を記録する。

削◀ (当事者出頭主義)

第 16 条 削除

追▷ (登記申請の方式)

第 17 条 登記の申請は、書面でしなければならない。

2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名又は名称及び住所（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者の氏名及び住所を含む。）

二 代理人によつて申請するときは、その氏名及び住所

三 登記の事由

四 登記すべき事項

五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した

年月日

六 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

七 年月日

八 登記所の表示

3 前項第4号に掲げる事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、同項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。

追▷ (添付書面の特例)

第19条の3 この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しない。

追▷ (行政区画等の変更)

第26条 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

削◀ ※支店所在地における登記は廃止された。本書掲載の商業登記法第56条は、別の規定に改正されており、参照不要なため削除

P239

● 商業登記規則 [抄]

昭和39法務省令23

追▷ (申請書の記載等)

第35条 申請書の記載は、横書きとしなければならない。

2 申請書に記載すべき登記事項は、区ごとに整理して記載するものとする。

3 申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が2枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

4 前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が2人以上であるときは、その一人がすれば足りる。

改◇ (数個の同時申請)

第37条 同一の登記所に対し同時に数個の申請をする場合において、各申請書に添付すべき書類(法第19条の2に規定する電磁的記録を含む。)に内容が同一であるものがあるときは、1個の申請書のみに1通を添付すれば足りる。

2 前項の場合には、他の各申請書にその旨を付記しなければならない。

● 民法

明治 29 法 89

削◀ ※会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 法 87）により本書 P240 に掲載した条文はすべて削除

P240 追▷▷

● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 [抄]

平成 18 法 48

追▷ （法人格）

第 3 条 一般社団法人及び一般財団法人は、法人とする。

追▷ （住所）

第 4 条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

追▷ （一般社団法人の設立の登記）

第 301 条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

- 一 第二十条第一項の規定による調査が終了した日
- 二 設立時社員が定めた日

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
- 四 一般社団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- 四の二 第四十七条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

五 理事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七～十五 （略）

追▷ （一般財団法人の設立の登記）

第 302 条 一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から 2 週間以内にしなければならない。

- 一 第 161 条第 1 項の規定による調査が終了した日
- 二 設立者が定めた日

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

追▷

四 一般財団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 評議員、理事及び監事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七～十三 (略)

(変更の登記)

第 303 条 一般社団法人等において第 301 条第 2 項各号又は前条第 2 項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

<法第 7 条関係>

P247

● 登録免許税法施行規則 [抄]

昭和 42 大蔵省令 37

改◇

(登録免許税の免除を受けるための書類)

第 1 条 登録免許税法(昭和 42 年法律第 35 号。以下「法」という。)第 5 条に規定する書類は、次の各号に掲げる登記又は登録の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第 5 条第 4 号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する住居表示の実施又は変更に伴って受けるものであることを証する当該実施又は変更に係る市町村長(特別区の区長を含む。次号において同じ。)の書類

二 法第 5 条第 5 号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴って受けるものであることを証する当該変更に係る市町村長又は同号に規定する事業の施行者(国及び法別表第 2 に掲げる者以外の者にあつては、その者が、当該事業の施行について都道府県知事又は市町村長の認可を受けた者であることを当該都道府県知事又は市町村長の証明により明らかにされたものに限る。)の書類

P249・250

○ 街区方式による住居表示の実施基準 [抄]

昭和 38.8.10 自治省告示 117

改正：令和 8.3.9 総務省告示 70

改◇

第2 表示板の基準

1 (略)

2 街区表示板

街区表示板を設置する場合には、次によるものとする。

(1) 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の少なくとも一の建物等の適当な箇所又は標柱にはりつけ、原則として表示板の下端が地上おおむね 1.6 メートルになるようにするものとする。この場合において、街区表示板の周辺 1 メートル以内に他の表示板等がないように留意して設けることが適当であること。

(2) 寸法及び表記

市町村名の表記を必要とするものの寸法は、原則として、縦 660 ミリメートル、横 120 ミリメートル、市町村名の表記を必要としないものの寸法は、原則として、縦 560 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、別紙 1 のとおり縦の表記とすること。

(3)～(5) (略)

(6) その他

イ 国際観光等の点で便宜をはかる意味から町の名称をローマ字によつて表示しようとする場合は、街区表示板の下に密着して別紙 3 のとおり補助版をつけて行なうものとする。ローマ字及び数字の書体は、ユニバース・メデュウムを用い、色彩等については街区表示板の例によるものとする。また、ローマ字については、語頭に大文字を、その他には小文字を用い、そのつづり方は令和 7 年 12 月 22 日内閣告示第 4 号「一般の社会生活において現代の国語を書き表すためのローマ字のつづり方のよりどころ」によること。

ロ (略)

3 (略)

P262・263

○ 住居表示台帳の「コンピュータ磁気ディスク保管」への変更に関する
総務省の見解

削◀ ※ 平成22年、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15総務省令48）の改正により、住居表示台帳が電子化の対象に加えられた。その後、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）等により、住居表示台帳の電子化が進められている。本書P262・263の記載はすべて削除。

P262 追▷▷

● 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 [抄]

平成14法151

追▷ （目的）

第1条 この法律は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第17条及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第7条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術（デジタル社会形成基本法第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策、国の公的基礎情報データベース（デジタル社会形成基本法第31条に規定する公的基礎情報データベースをいう。第4章において同じ。）の整備及び改善の推進に関する施策並びに情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

追▷ （電磁的記録による縦覧等）

第8条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等

については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

追▷ (電磁的記録による作成等)

第9条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該作成等に関する法令の規定を適用する。

3 (略)

追▷ (条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用)

第16条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

P262 追▷▷ ● 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則〔抄〕

平成15 総務省令 48

追▷ (電磁的記録による縦覧等)

第11条 行政機関等は、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

追▷ (電磁的記録による作成等)

第12条 行政機関等は、情報通信技術活用法第9条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法

(平成 28 年法律第 103 号) 第 2 条第 4 項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。) その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

- 2 行政機関等が、総務省関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

<法第 12 条関係>

P279・280

○ 街区方式による住居表示の実施基準 [抄]

昭和 38.8.10 自治省告示 117

改正：令和 8.3.9 総務省告示 70

改◇ ※改正内容については<法第 8 条関係> (本追録 P26) 参照

